

令和8年9月13日執行

中城村議会議員選挙

出納責任者の手引き

— 選挙運動に関する収入・支出とその報告 —

中城村選挙管理委員会

目 次

1. 選挙運動に関する収入・支出と支出制限額	1
2. 支出とみなされないものの範囲	2
3. 出納責任者の選任	2
4. 出納責任者の職務	3
5. 選挙運動員・事務員・労務者に対する実費弁償及び報酬の額の基準等	5
6. 収支報告書の提出	7
7. 収支報告書記載上の留意事項	7
8. 寄附に関する規制	10

1. 選挙運動に関する収入・支出と支出制限額

選挙には、多額の経費を必要とします。従って、これを無制限に放置しますと選挙の秩序を乱し、明るく正しい選挙の実現を妨げるおそれがあります。

そこで、公職選挙法は、選挙運動に関する支出金額の制限額を定めて、各候補者の選挙運動はその枠内において行われることを要求するとともに、候補者が選任した出納責任者に、すべての収支を取り扱わせ会計帳簿の記載、領収書の徴収、収支の報告及び報告書の公表等、選挙運動に関する収支を明確にし、経理面からも選挙の明朗化を図ろうとしています。

(1) 収 入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいいます。

(2) 寄 附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

ここにいう寄附は、これを受ける者の側からいえば、収入の一種であります収入のうち特に寄附を区別したのは、その寄附者を明確にし、寄附による選挙運動資金の根源を選挙人に知らせようとする趣旨です。

(3) 支 出

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。ここで注意していただきたい点は、たとえば選挙事務所、拡声機、労務等を無料で借用又は使用したときは、一方では寄附としての収入となるとともに、他方でその借上料、報酬等に相当する額を支出とみなすことです。これは、支出金額に制限があることからこう解釈しているわけです。

選挙運動に関する支出金額の制限額は選挙管理委員会が告示します。

村議会議員選挙の場合

算定額は、議員の定数で、その選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数を割って得た数に、人数割額（1,120 円）を掛けて得た額と、固定額（90 万円）とを合算した額が制限額になります。

法定制限額＝A＋90万円（固定額）

$$A = \frac{\text{告示の日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数 } 16 \text{ 名}} \times \text{人数割額 (1,120 円)}$$

ただし、Aが固定額の2倍に相当する額を超えるときは、Aは固定額の2倍に相当する額とされる。

※ Aの額の100円未満の数は、100円に切り上げる。

(参 考)

ちなみに、令和8年6月1日の定時登録の選挙人名簿に基づき選挙運動費用の制限額を算出すると、次のとおりとなります。

$(17,686人/16人) \times 1,120円 + 900,000円 = 2,138,020円$

100円未満の切り上げ 2,138,100円

2. 支出とみなされないものの範囲

- (1) 選挙運動のために支出された費用であっても、次に掲げるものは法によって選挙運動に関する支出でないといみなされています。
 - (ア) 立候補の準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者以外の第三者がした支出で候補者又は出納責任者の関知しないもの。
 - (イ) 候補者の届出後の支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じたものの以外のもの、但し、これにあたる支出は、違法であり処罰されます。
 - (ウ) 候補者が乗用する自動車、電車、汽車、船舶等のために支出したもの即ち候補者の使用した一切の交通費。
 - (エ) 選挙運動用自動車又は船舶（1台に限る）を使用するために要した支出（自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、修繕費、運転手の雇用料等）
 - (オ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出。
 - (カ) 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料。
 - (キ) 政党その他の政治団体の行う選挙運動のために要した支出。また、候補者の自宅を選挙事務所に使用する場合など、候補者の日常生活と密着する関係にある費用は選挙運動費用から除かれることになっています。

3. 出納責任者の選任

- (1) 選 任
出納責任者は、1人に限られ、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）に限って選任できます。
候補者又は推薦届出者自身が出納責任者になってもさしつかえありません。
- (2) 選任届
出納責任者を選任したとき（自ら出納責任者となった場合を含む）は、選任者は、出納責任者選任届に必要事項を記入して選挙管理委員会に届出てください。
なお、推薦届出者が届出るときは、この届出のほかにその選任についての候補者の承諾書を（推薦届出者が数人あるときはあわせて、その代表者であることの証明書）添えてください。
- (3) 解任又は辞任
候補者は文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者が候補者の承諾を得たときも同様です。

また、出納責任者も文書で候補者及び選任者に通知することによって辞任することができます。

(4) 出納責任者の異動

出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちに「出納責任者異動届」を提出しなければなりません。異動原因のうち、解任又は辞任による場合には、前述(3)の通知があったことを証する書面を添えなければなりません。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、あわせてその解任につき候補者の承諾のあったことを証する書面も添えなければなりません。

(5) 出納責任者職務代行（開始届及び終止届）

出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代わってその職務を行います。この場合には職務代行開始届を出さなければなりません。職務代行の必要がなくなって代行をやめたときは職務代行終止届を出さなければなりません。

(6) (2)～(5)の届出用紙は、選挙管理委員会が交付します。

また、出納責任者の選任届、異動届、職務代行開始届及び同終止届を郵送する場合においては引受時刻証明の取り扱いでこれを郵便局に託したときに届出があったものとみなします。

4. 出納責任者の職務

(1) 支出権限

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者か出納責任者の文書による承諾を得た者でなければすることができません。

(2) このように選挙運動に関する費用面については出納責任者が全面的な責任と権限を持つわけではありますが、出納責任者（出納責任者に代わってその職務を行う者を含む）が、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け又は支出することは選任届（異動届、職務代行開始届）をした後でなければできません。

したがってこれらの届出は、候補者届出と同時にしてください。

(3) また、出納責任者を選任したときは、選任者は出納責任者との間で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定める次のような文書（用紙は選挙管理委員会が交付します）をつくり出納責任者とともにこれを署名捺印しなければならないことになっています。

(例)

誓 約 書		
¥ _____		
令和8年9月13日執行の中城村議会議員選挙における候補者の出納責任者が支出することのできる最高金額は頭書のとおりとする。		
令和8年	月	日
選 任 者		印
出納責任者		印

(注) この誓約書は届出の必要はありません。

(4) 会計帳簿の備付と記載

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成し、備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附、収入、支出に関する次の事項を記載しなければなりません。

(ア) 選挙運動に関するすべての寄附その他の収入

これは、本来の選挙運動に関するものはもちろん立候補の準備のためのものなども一切含みますし、選挙運動のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附も含みます。

(イ) (ア) によって寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び寄附のあった年月日、寄附の金額は、寄附が金銭以外のときは時価に見積もった金額を記載してください。

(ウ) 選挙運動に関するすべての支出（選挙運動のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む）は、支出簿に記載しなければならない。

(エ) (ウ) の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

(5) 領収書等の徴収

出納責任者（出納責任者又は候補者と意思を通じて支出した者も同じ）は、選挙運動に関する支出をしたときは、そのすべてについて支出金額、支出年月日及び支出目的を記載した領収書その他の支出を証する書面を徴さなければなりません。（出納責任者又は候補者と意思を通じて支出した者は、領収書等を直ちに出納責任者に送付してください。）ただし、領収書を徴し難い事情があるときはその必要はありません。

切手、交通費（電車、バス、タクシー代）等で領収書を取れない支出については、領収書は不要ですが「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載し、収支報告書に添付しなければなりません。

領収書等を徴収するのは、後述のようにその写しを収支報告書に添付するために必要ですし、また三年間の保存義務が課せられているからです。

(6) 収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収支並びに支出を記載した収支報告書を添付書類とともに選挙管理委員会に提出しなければなりません。

（「6. 収支報告書の提出」 7頁を参照）

（7）出納責任者は選挙運動に関する経理面の一切の権限と責任を有する者ですが、選任の届出前は職務を行うことはできませんし、選任後でも他の者が候補者のために寄附を受けることも当然考えられます。こうした場合の措置について公職選挙法は次のように規定しています。

（ア）立候補の準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となった者が支出し又は他の者がその者と意思を通じて支出したものについては、就任後直ちに候補者又は支出者についてその精算をしなければなりません。

（イ）出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

さらに、このうち候補者が立候補届出前に受けた寄附については、立候補届出後直ちに提出責任者に明細書を提出しなければなりません。

（ウ）出納責任者が辞任したり、解任されて出納責任者が交替したとき（選任者が職務代行を始めたときや選任者が職務代行をやめて新たに提出責任者が定まった場合も同じ。）は前任者は直ちに寄附及びその他の収入並びに支出の計算をした引継書を作り、引継の旨及び引継年月日を記載し後任者とともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければなりません。

（8）出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を収支報告書提出の日から三年間保存しなければなりません。また、選挙管理委員会が収支報告書を調査するにあたり、必要があると認めるときは報告又は資料の提出を求める場合もあります

5. 選挙運動員・事務員・労務者に対する実費弁償及び報酬の額の基準等

実費弁償及び報酬の額

選挙運動に従事する者に支出できる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に支給できる報酬及び実費弁償の額は、次表に定める額以内です。

	選挙運動に従事する者	労 務 者
	運動員 届出た事務員	
報 酬	15,000円	10,000円以内
超過勤務手当	支給できない	5,000円以内

(実費弁償)

交 通 費	路程に応じた実費額	路程に応じた実費額
宿 泊 費	一夜につき23,000円 (食事料二食分を含む)	一夜につき20,000円 (食事料を含まない)
弁 当 料	1日につき4,500円 (1食1,500円)	支給できない
茶 菓 料	1日につき1,000円	支給できない

選挙運動に従事する者に対しては、次に述べる選挙運動のために使用する事務員に対する場合を除いて報酬を支給することはできません。また労務者に対しては、報酬を支給することはできますが、弁当料及び茶菓料の実費をすることができない点に注意してください。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- (ア) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (イ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (ウ) 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く)について、路程に応じた実費額
- (エ) 宿泊料 (食事料二食分を含む) 一夜につき23,000円以内の実費
- (オ) 弁当料 1食につき 1,500円 1日につき4,500円
- (カ) 茶菓料 1日につき 1,000円

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

- (ア) 基 本 日 額 10,000円以内
- (イ) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- (ア) 鉄道賃、船賃及び車賃(1)の(ア)(イ)(ウ)に掲げる額
- (イ) 宿泊料(食事料を除く) 一夜につき20,000円
- (ウ) (2)の(ア)(基本日額)の支給にあたっては、その者が実費で食事をせず、選挙事務所で弁当の提供を受けたときは、その提供された弁当の実費に相当する額を差し引いたものだけしか支給できません。

(4) 報酬を支給しうる事務員等

選挙運動従事者のうち選挙運動のために使用する事務員に対しては、前記(1)の実費弁償のほかに、下記の要件にしたがって報酬を支給することができます。

選挙運動のために使用する事務員とは、選挙運動のために雇い入れられた者で広く選挙運動に関する事務に従事する者です。従って候補者とは使用する者と使用される者という関係にあることが必要で親族友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。また、労務者とは異なるので未成年者も含まれません。

(ア) 使 用 期 間

立候補の届出をした日から選挙期日の前日までの間。

(イ) 1日につき使用(支給)できる人数

7人以内

(ウ) 報酬の額

1人1日につき15,000円以内。超過勤務は支給できません。

車上運動員の場合、1人1日につき20,000円以内

(エ) 届 出

候補者は、その者を使用する前に文書（候補届出のさい選挙管理委員会が用紙を交付します）で届出なければならず、届出した者に限り報酬の支給を受けることができます。届出にあたっては、立候補届出をした日から選挙期日の前日までの期間を通じ35人を超えない員数に限り、異なる者を届出ることができます。

6. 収支報告書の提出

出納責任者は、収支報告書（用紙は選挙管理委員会が交付します）に会計帳簿の記載事項と同じ事項を記載し、これに領収書等の写し、領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添付して下記区分にしたがって選挙管理委員会に提出しなければなりません。

収支報告書は、選挙管理委員会がその要旨を公表します。

(1) 提出期限

(ア) 告示日前から選挙期日後の間になされた収支については、これをあわせて精算し、選挙の期日から15日以内の午後5時までに提出してください。

(イ) (ア) の届出後の収支については、その収支があった日から7日以内に。

(ウ) 収支報告書又はこれに添付すべき書面の提出を怠った者に対しては、処罰されることがあります。

7. 収支報告書記載上の留意事項

収入の部

(1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入のあった年月日の順序で、明瞭に記入してください。

(2) 「種別」欄とは、寄附とその他の収入とに分けて記入してください。

(3) 「寄附」とは、選挙運動の財源にしようとする目的で、あるいは直接そのものを選挙運動に使用させる目的でなされた金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付及びその約束で債務の履行とみなされたもの以外のもの一切を含みます。

(4) 寄附のうち金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載しなければなりません。たとえば、選挙事務所の無償提供、ポスター張りや葉書の宛名書き等のための労務の無償提供などです。

その場合には、その見積の根拠を該当欄に記入してください。

(5) 広い意味では、労務であっても換価できないもの、たとえば、応援演説のごときは、財産上の利益とはいえないので、寄附にはなりません。

- (6)「その他の収入」とは、収入の中から寄附を除いたもので、候補者の自己資金のうち選挙運動費用にあてたもの及び借入金がこれに該当します。
- (7) 政党の公認料は、寄附として記入してください。
- (8) 一件1万円以上のものについては、各件ごとに、1万円未満のものについては収入日における合計額を何々ほか何件と記載してください。

支出の部

- (1) 選挙運動に関するすべての支出を記載してください。これには、直接選挙運動となるような行為をすることに要した費用のほか、その行為自体が直接選挙運動のための支出ではないが、結果において、選挙運動のために行われる行為に要する支出、たとえば、事務連絡用の電話料、電報料、選挙事務所に電話を設置する費用等を含みます。
- (2) 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者がした支出及び他の者がこれらの者と意思を通じてなした支出についても、「立候補準備のための支出」として記載してください。選挙事務所借入の内交渉、ポスターの印刷等、立候補届出前の支出がこれにあたります。
- (3)「選挙運動のための支出」と「立候補準備のための支出」との区別は「区分」の欄に記載してください。
- (4)「支出」とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。選挙事務所、拡声機、労務等を無料で借用又は使用したときは、一方では寄附として収入になるとともに、他方でその借用料、報酬等に相当する額が支出となります。
- (5) 支出は、次に述べる10項目に区分し、費目ごとに別の用紙に記載してください。
- (ア) 人 件 費
- 人件費としては、選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上等運動員に対する報酬が考えられる。
- なお、運動員等については、実費弁償が支払われるが、その内容は、交通費、食料費等として処理すべきものである。
- (イ) 家 屋 費
- (一) 選挙事務所費として考えられるのは、第1に借上料であって、このなかには、事務所と机など備品の借上料が考えられる。事務所の電話を架設する費用も家屋費のなかに含まれるので、注意する。
- (二) 集合会場費は、主として個人演説会場の借上料である。このなかにも机などの備品の借上料がはいる。
- (ウ) 通 信 費
- 事務連絡用の電報、文書の発送に要した費用、電話の借上料電話料金等。
- (エ) 交 通 費
- 選挙運動用自動車に要した支出以外の交通費で、運動員、労務者等が使用した車代、鉄道賃、船賃等。
- ポスター掲示等のための運動員、労務者等が使用した自動車の借上料、ガソリン代。
- (オ) 印 刷 費

選挙運動に使用するポスター、選挙運動用葉書等の印刷費。

(カ) 広 告 費

拡声機、立札、看板、ちょうちん、たすき等の費用。

(キ) 文 具 費

紙、筆、インク、その他の消耗品等。

(ク) 食 料 費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子代や運動員、労務者に提供した弁当代。

(ケ) 休 泊 費

休憩費と宿泊費。

(コ) 雑 費

水道光熱費、その他。

- (6) 選挙運動のために支出された費用であっても、前述したとおり選挙運動に関する支出でないものとみなされるものがありますから注意してください。

真実である旨の宣誓

- (1) 出納責任者は、報告書の末尾に報告書に真実の記載がなされていることを誓い、記名捺印してください。
- (2) 報告書に虚偽の記入をすると罰せられます。

添 付 書 類

- (1) 報告書には、領収書その他支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。
- (2) 領収書等を徴し難い事情があった支出については、選挙管理委員会で交付する「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に、費目の項目別、支出年月日順に所要事項を記入のうえ、収支報告書にこれを添付してください。

総 括 表

- (1) 収支報告書の要旨を公表するため総括表をあわせて添付してください。
- (2) 「主たる寄附」の欄には、1件1万円以上の寄附について記入してください。記入欄が不足した場合には別の紙に欄を作成し、添付してください。
- (3) 「その他の寄附」の欄には、上記以外の寄附について何件何円と一括記載して下さい。
- (4) その他の収入
自己資金、借入金を財源としたときは、その合計額を記入してください。

提 出 部 数

収支報告書、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書は2部(写1部)を提出してください。

収支報告書総括表は、3部複写し、2部を提出してください。

複写は、黒カーボン紙等ではっきりと書いてください。

8、寄附に関する規制

特定の寄附の禁止

- (1) 当自治体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。
- (2) 当自治体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査及び災害復旧にかかるもの、その他性質上利益を伴わないものを除く）の交付の決定又は契約の承諾の決定を受けた会社その他の法人は、その給付金の交付の決定通知を受けた日から、その給付金の交付の日から起算して1年を経過した日又は交付の決定の全部の取消通知を受けた日までの間、当該選挙に関し寄附をしてはなりません。
- (3) 当自治体から資本金、基本金その他これに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、当該選挙に関し寄附をしてはなりません。
- (4) 会社その他の法人が試験研究、調査及び災害復旧にかかるもの以外の融資を受けている場合において、その融資をしている者が、その融資につき当自治体から利子補給金の交付の決定を受けたときはその利子補給金の交付の決定通知を受けた日から、利子補給金の受けた日から起算して1年を経過した日又は交付決定の全部の取消通知を受けた日までの間、その会社その他の法人は、この選挙に関し寄附をしてはなりません。

候補者等の寄附の禁止

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者も含む）は、その選挙に関して、その選挙区内にある者に対し寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体（自己の後援団体を除く）又はその支部に対してする寄附は自由です。

なお、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず寄附をしてはなりません。この場合、その寄附が選挙に関するかと否と問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されております。

候補者等の関係会社等の寄附の禁止

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、その選挙区内にある者に対し、どんな名義によっても候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることはできません。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附は除かれます。

候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている団体は、当該選挙に関し、その選挙区内にある者に対し、どんな名義によっても寄附をすることはできません。

ただし、次の者に対する寄附は、かまいません。

(ア) 政党その他の政治団体若しくはその支部

(イ) 候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）

後援団体に関する寄附等の禁止

(1) 後援団体の意義

政党その他の政治団体又はその支部で特定の候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）を推薦若しくは支持することが、その政治活動のうち主たるものであるものを後援団体といいます。

(2) 候補者又は候補者となろうとする者の後援団体は、次に掲げる期間は、その選挙区内にある者に対し、どんな名義であっても、寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部に対する寄附や候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）に対してする寄附は差し支えありません

禁止期間 選挙の期日前90日にあたる日から選挙の期日までの間（特例法）

(3) 候補者はもちろん、何人も後援団体の総会その他の集会（後援団体の結成大会を含む）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において前記（2）に掲げる期間中は、その選挙区内にある者に対し、供応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはなりません。

(4) 候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む）は前記（2）に掲げる期間中は、その者にかかる後援団体に対し、寄附の名目のいかなを問わず寄附をすることができません。

(5) 特定の人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止

(ア) 何人も選挙に関し、前記（特定の寄附の禁止）の（1）、（2）、（3）、（4）に規定する者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

(イ) 何人も選挙に関し、前記（特定の寄附の禁止）の（1）、（2）、（3）、（4）に規定する者並びに外国人、外国法人及び外国の団体から寄附を受けてはなりません。

(6) 何人も選挙に関し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはなりませんし、このような寄附を受けてはなりません。

これに違反した寄附があるときは、その目的物の所有権は、国庫に帰属するものとし、一定の手続きで納付しなければならないとなります。

誓 約 書

¥ _____

令和8年9月13日執行の

中城村議会議員選挙

における候補者の出納責任者が支出することのできる

最高金額は頭書のとおりとする。

令和8年 月 日

選 任 者 _____ 印

出納責任者 _____ 印